

届け出をお忘れなく～各種届出手続き一覧～

春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。忘れずに届け出を済ませましょう。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

(詳細) 豊平区役所 (平岸6条10丁目)

☎822-2400 (代表)

(表中の※は、手続きに必要なものです)

手続き内容	転出 (豊平区→市外)	転入 (市外→豊平区)	札幌市内・豊平区内での異動	担当課
住所の変更 (住民票の異動)	転出届 →引越し前に転出の手続きが必要 ※届け出人の本人確認書類 (免許証、保険証など)	転入届 →転入後14日以内に。 ※届け出人の本人確認書類 (免許証、保険証など)、転出証明書 (前住所地で発行)	区間異動・転居届 →新住所地の区役所で (転居後14日以内)。 ※届け出人の本人確認書類 (免許証、保険証など)	区役所1階 戸籍住民課
	新住所地の番号(○番○号)、または番地(○番地○)まで、アパート・マンションの場合は、その名称、部屋番号まで確認の上、届け出を。区間異動の場合は、旧住所地の区役所に行く必要はありません。			
印鑑登録	印鑑登録証の返還 →登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑、所定の本人確認書類 (事前に係までお問い合わせください)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	区役所1階 保険年金課
転校 (小中学校)	在学証明書・教科書給与証明書を今までの学校で発行してもらってください。	前の学校で発行した 在学証明書 を住民異動届とともに提出 →転校手続きに必要な入校票を発行します。 ※ 在学証明書 (今までの学校で発行)		
国民健康保険	脱退手続き、国民健康保険証の返還 (引越し前に) ※印鑑、納付通知書	加入される方は 加入手続き →転入後14日以内に。 ※印鑑 (通帳使用印)、預金通帳	住所変更手続き →新住所地の区役所で (転居後14日以内)。 ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	
国民年金	加入者 第1号被保険者 (自営業・自由業・学生など) と任意加入の方は、 転出先の市町村 にお問い合わせください。	第1号被保険者 (自営業・自由業・学生など) と任意加入の方の住所変更届は、戸籍住民課で 転入届 をすることにより手続きされたこととなります (厚生年金・共済組合の加入者や第3号被保険者を除く)。	第1号被保険者 (自営業・自由業・学生など) と任意加入の方の住所変更届は、戸籍住民課で 転居届 をすることにより手続きされたこととなります (厚生年金・共済組合の加入者や第3号被保険者を除く)。	区役所1階 保険年金課
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を 異動先の社会保険事務所 あてに郵送してください。詳しくは 札幌東社会保険事務所 (白石区菊水1条3丁目☎832-5300) か、区役所年金係にお問い合わせください。		
児童手当	消滅手続き	新たに申請手続き (後日、書類を用意していただくこともあります)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	区役所3階 保健福祉サービス課
児童扶養手当	転出先での住所変更手続き →豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き ※ 手当証書	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※ 手当証書	
特別児童扶養手当	転出先での住所変更手続き →道外転出の場合は豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き →道外からの転入の場合は世帯全員 の住民票 も必要です。 ※ 手当証書	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※ 手当証書	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の届け出 ※ 印鑑	住所変更手続き ※ 身体障害者手帳、療育手帳、本人名義の通帳	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※ 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	
身体障害者手帳 療育手帳	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還	住所変更手続き ※ 印鑑、手帳 (療育手帳の場合は、本人の顔写真も必要です)	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※ 印鑑、手帳	
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還	新たに申請手続き ※ 保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	敬老優待乗車証の返還	住民異動届提出後、案内通知が後日届きます。	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
医療助成 (乳幼児・老人・重度障害・母子)	受給者証の返還	新たに申請手続き ※ 保険証、重度障害の方は身体障害者手帳など	住所変更手続き →新住所地の区役所で。 ※ 受給者証	
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃車手続き ※ 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	住民異動届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	区役所2階 税課
	軽自動車 軽二輪車 (125cc超250cc以下)	転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会 (北区新川5条20丁目☎768-3955) で手続き (受付時間: 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分)	
	小型二輪 (250cc超)	転出先の運輸支局での手続き	札幌運輸支局 (東区北28条東1丁目☎731-7169) で手続き	
固定資産税	土地、建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください (電話やはがきでも結構です)。			

※なお、水道・下水道に関する届け出の手続きは、**水道局電話受付センター (☎211-7770)** までお問い合わせください。

